



かたしな

Oze-no-Sato Katashina

4月
No.849
第1号 昭和30年6月
令和8年(2026)
発行 片品村役場



片品中学校

今月の紙面

- 新年度予算..... 2～3
- 新年度人事・役員..... 4～5
- 教育長退任挨拶..... 6
- 3月議会開催・副村長・教育長就任挨拶..... 7～8
- ニュース(寄附 他)..... 9～12
- 教育・生涯学習..... 13～14
- お知らせ(教育ローン利子補給制度 他)..... 15～27
- 窓口から(村税納付一覧 他)..... 28

祝ご卒業おめでとうございます！！

3月13日(金)片品中学校卒業証書授与式が行われました。ひとりひとりに卒業証書が手渡され、自信と希望を胸に新しい一歩を踏み出しました。ご卒業、おめでとうございます。

**ともに創ろう!! ふるさと片品
小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ**

人口と世帯(令和8年3月30日現在) 1,671 世帯(-11) 男 1,880人(-18) 女 1,864人(-10) 計 3,744人(-28)

春の全国交通安全運動が実施されます

期間は4月6日(月)から15日(水)までとなります。運転者は安全運転を励行するとともに、歩行者は反射材等目立つ物を身につけ事故を起こさない、事故に遭わないよう気をつけましょう。

- ▼年間スローガン 『運転は 心とアクセル おだやかに』
- ▼サブスローガン 『おおきくてをあげてしらせるよ ここにいることわたること』

- ▼運動の重点
 - 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
 - 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
 - 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

▼問い合わせ先:総務課 ☎(58) 2111

令和9年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領について

令和9年歌会始のお題は「旅」と定められました。

▼問い合わせ先
宮内庁ホームページ
URL: <https://www.kunaicho.go.jp>
をご参照ください。

今月の納期は 4月30日(木)です!

◆ 介護保険料 第1期 ◆

◆ 後期高齢保険料 第1期 ◆

● 口座振替の方は事前に残高確認を!

令和8年度 村税等 納期一覧表

※①は第1期の略です。

納付月・納期限	税目等	軽自	固定	村県	国保	水道	介護	後期
4月末	4/30(木)						①	①
5月末	6/1(月)	①	①			①		
6月末	6/30(火)			①			②	②
7月末	7/31(金)		②		①	②		
8月末	8/31(月)			②	②		③	③
9月末	9/30(水)		③		③	③		
10月末	11/2(月)			③	④		④	④
11月末	11/30(月)				⑤	④		
12月末	12/25(金)			④	⑥		⑤	⑤
1月末	2/1(月)		④		⑦	⑤		
2月末	3/1(月)				⑧		⑥	⑥
3月末	3/31(水)				⑨	⑥	随時①	随時①

その他の納期 ※ 納期限が休日の場合 → 翌日
▼入湯税の納期限:翌月15日 ▼保育料の納期限:毎月末日(上記一覧表の納期限)

片品村 LINE 公式アカウント 友だち募集中

@katashina



最新情報をGET!



エル・キューアール
eL-QR 付き納付書なら
簡単便利にキャッシュレス納付



詳細はこちら→

- 梅澤三久代(86歳・土出)
- 星野須美子(76歳・土出)
- 千明利雄(87歳・東小川)
- 笠原いよ子(91歳・摺淵)
- 今泉まつ江(88歳・花咲)
- 星野く女子(88歳・花咲)
- 桑原かね子(79歳・築地)
- 亡くなられた方7人

令和8年2月15日
令和8年3月14日
おくやみ

窓口から

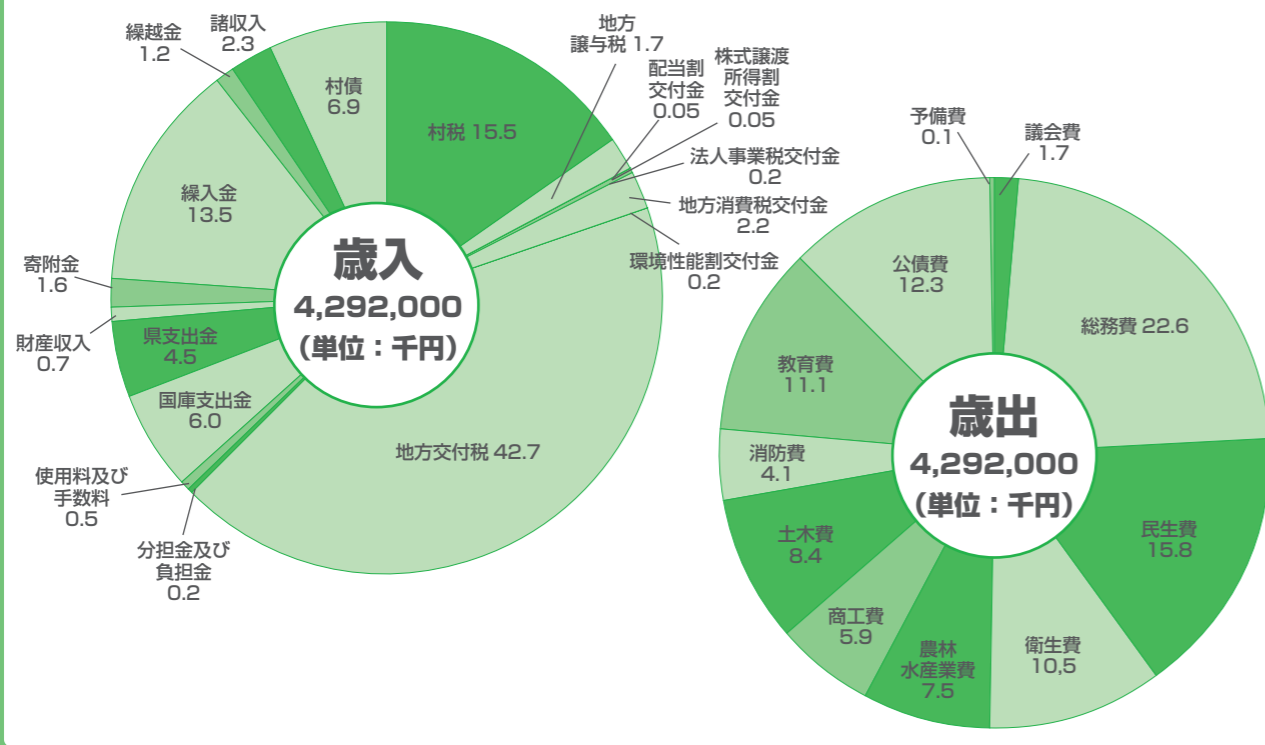
印刷所/笠原印刷(有)

令和8年度の村の予算が決まりました。

一般会計前年度比 1.18% 増 の42億9千2百万円

令和8年度の一般会計、特別会計及び事業会計の予算は3月5日開会の定例村議会において提出され、きめ細かい審議を経て3月13日原案どおり可決されました。
一般会計の予算は42億9千2百万円で、前年度に比べ約1.18%の増額となりました。

歳入歳出予算款別比較表 (単位：%)



特別会計予算 (単位：千円)

特別会計名	本年度	前年度	比較	説明
国民健康保険	657,973	695,465	△ 37,492	社会保険、共済組合等の加入者以外の医療費給付事業
介護保険	687,849	674,836	13,013	介護予防、介護サービス事業
後期高齢者医療	92,989	78,252	14,737	75歳以上（一定の障害等がある人は65歳以上）の者の医療費給付事業

事業会計予算 (単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	説明
簡易水道事業				6つの簡易水道事業の管理運営
収益的収入	121,507	129,095	△ 7,588	経営活動に伴う収益
収益的支出	122,574	128,108	△ 5,534	経営活動に伴う費用
資本的収入	30,272	5,657	24,615	設備投資に伴う収入
資本的支出	38,972	14,992	23,980	設備投資に伴う支出
下水道事業				農集排、特環公共下水道事業の管理運営
収益的収入	221,830	213,114	8,716	経営活動に伴う収益
収益的支出	221,830	213,114	8,716	経営活動に伴う費用
資本的収入	16,053	48,394	△ 32,341	設備投資に伴う収入
資本的支出	34,770	69,338	△ 34,568	設備投資に伴う支出

令和8年度一般会計予算 42億9千2百万円

一般会計歳入 (単位：千円)

款	本年度	前年度	比較	説明
1 村税	666,180	648,511	17,669	村民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税、入湯税
2 地方譲与税	74,000	75,500	△ 1,500	地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税
3 利子割交付金	150	100	50	預金利子等の所得に分離課税された県民税から一定割合が交付
4 配当割交付金	2,000	1,800	200	特定配当等の額に分離課税された県民税から一定割合が交付
5 株式等譲渡所得割交付金	2,000	2,000	0	特定株式等譲渡所得に分離課税された県民税から一定割合が交付
6 法人事業税交付金	9,500	8,500	1,000	県に納付された法人事業税(5.4%)に相当する額を村に交付
7 地方消費税交付金	95,000	95,000	0	消費税10%のうち、国7.8%・地方2.2%(県1/2、市町村1/2)
8 自動車取得税交付金	1	1	0	自動車取得税の一定額が村道の延長と面積を基準に交付
9 環境性能割交付金	8,000	7,000	1,000	自動車税環境性能割の一定割合が村道の延長と面積を基準に交付
10 地方特例交付金	1,000	1,001	△ 1	減収補てん特例交付金
11 地方交付税	1,832,000	1,732,000	100,000	村の基準財政収入額と基準財政需要額の差を国が交付
12 交通安全対策特別交付金	950	950	0	交通反則金が配分され道路交通安全施設整備に充当
13 分担金及び負担金	9,554	9,297	257	学校給食費負担金、派遣職員人件費負担金など
14 使用料及び手数料	20,561	18,658	1,903	村営住宅や体育施設の使用料、公共物占用料、各種証明手数料など
15 国庫支出金	256,506	218,951	37,555	障害者福祉サービス費等負担金、社会資本整備総合交付金など
16 県支出金	192,628	217,729	△ 25,101	障害福祉・児童福祉・社会福祉補助金、農林業費補助金など
17 財産収入	28,750	44,737	△ 15,987	土地、建物の貸付料、基金の預金利子など
18 寄附金	70,002	70,002	0	ふるさと納税寄附金や企業版ふるさと納税寄附金など
19 繰入金	579,097	678,051	△ 98,954	村の基金からの繰入れ
20 繰越金	50,000	50,000	0	前年度決算後の繰入金
21 諸収入	97,321	150,512	△ 53,191	おぜだっペイチャージ代金及び宝くじ助成金などの諸収入等
22 村債	296,800	211,700	85,100	過疎対策事業債
歳入合計	4,292,000	4,242,000	50,000	
歳入合計の内自主財源	1,521,465	1,669,768	△ 148,303	

一般会計歳出 (単位：千円)

款	本年度	前年度	比較	説明
1 議会費	71,035	69,136	1,899	村議会の活動に要する経費
2 総務費	969,191	1,108,261	△ 139,070	人事、企画、財政、情報政策、徴税、戸籍、選挙、交通安全など
3 民生費	679,419	676,806	2,613	障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、福祉医療、保育所など 国保・介護各会計への支出など
4 衛生費	448,414	414,591	33,823	総合検診、予防接種、環境衛生、健康管理センター、 簡水・後期高齢各会計への支出など
5 労働費	44	44	0	労働関係各団体への負担金・補助金の支出など
6 農林水産業費	321,003	361,849	△ 40,846	農業委員会、農業土木、農業・畜産振興、林業・水産業費など
7 商工費	252,306	210,615	41,691	商工業振興、観光振興
8 土木費	362,129	284,840	77,289	道路、橋梁、河川、除雪経費、下水道会計への支出など
9 消防費	178,157	174,752	3,405	広域消防への負担金、消防団経費など
10 教育費	478,589	415,907	62,682	学校教育のほか、生涯学習やスポーツ振興など
11 災害復旧費	3	3	0	大雨、暴風、地震などの災害による被災施設の復旧費
12 公債費	528,710	522,196	6,514	村債の元金・利子
13 諸支出	0	0	0	
14 予備費	3,000	3,000	0	予算外の支出または予算超過の支出に充てる経費
歳出合計	4,292,000	4,242,000	50,000	

令和8年度片品村役場職員

役場及び関係機関の職員を紹介いたします。なお、氏名下の(一)内は前所属です。今年度もよろしくお願ひします。

Table of staff members including roles like 課長 (課長), 副課長 (副課長), 主任 (主任), and various departments such as 健康管理センター, 農林建設課, 尾瀬じどうかん, 片品保育所, 片品中学校, 片品小学校, 尾瀬クリーンセンター, 学校給食センター, 保健福祉課, 健康管理センター, 農林建設課, 尾瀬じどうかん, 片品保育所, 片品中学校, 片品小学校, 尾瀬クリーンセンター, 学校給食センター.

令和8年度片品村教育委員

Table of education committee members including 委員長 (委員長), 委員 (委員), 委員 (委員), 委員 (委員).

令和8年度役員名簿

Table of board members including 区長 (区長), 区長代理 (区長代理), 区長代理 (区長代理), 区長代理 (区長代理).

組長

Table of group leaders including 須賀川 (須賀川), 御座入 (御座入), 菅沼 (菅沼), 築地 (築地), 下平 (下平), 摺淵 (摺淵), 幡谷 (幡谷), 鍛冶屋 (鍛冶屋), 栃久保 (栃久保), 登戸 (登戸), 山崎 (山崎), 栗生 (栗生), 針山 (針山), 下小川 (下小川), 中井 (中井), 穴沢 (穴沢), 上小川 (上小川), 太田 (太田), 細工屋 (細工屋), 阿村 (阿村), 上而 (上而), 中里 (中里), 新井 (新井), 古仲 (古仲), 伊閑町 (伊閑町), 閑野 (閑野), 戸倉 (戸倉).

消防団役員

Table of fire group officers including 団長 (団長), 副団長 (副団長), 副団長 (副団長), 副団長 (副団長), 副団長 (副団長), 副団長 (副団長), 副団長 (副団長), 副団長 (副団長).

交通指導員

Table of traffic guides including 隊長 (隊長), 副隊長 (副隊長), 副隊長 (副隊長), 副隊長 (副隊長).



教育長退任挨拶



萩原 明富 前教育長

令和2年4月に片品村教育委員会教育長に就任し、この3月をもって任期満了により退任いたしました。その間、村民の皆様におかれましては教育委員会諸事業にご支援ご協力を賜りましたことに、深く感謝申し上げます。

教育長に就任した当時、世界的な感染症である新型コロナウイルスの拡大という、かつて経験したことのない困難な状況のさなかでありました。学校の臨時休業、分散登校、オンライン授業への対応、子どもたちにとっても教職員にとっても、大きな試練の連続でありました。そのような状況下にあっても、現場の先生方は知恵を出し合い、保護

者や地域の皆様は温かく学校を支えてくださり心より敬意と感謝を申し上げます。

小中学校の修学旅行は、県内の市町村でも中止とする例もある中、本村では行き先の変更など様々な工夫を重ね、学校や保護者と十分に協議を行いながら、一度も中止することなく実施することができました。訪れた地の歴史や文化を自らの目で見て、耳で聞き、心で感じる体験は、教室では得難い貴重な学びであり、子どもたちにとって一生の思い出となったものと確信しております。

また、国が進めたGIGAスクール構想のもと、すべての児童生徒に一人一台端末と通信環境が整備されました。これは単なる機器の導入にとどまるのではなく、個別最適な学びや協働的な学びを推進し、子どもたちの学びそのものを進化させる大きな転換でありました。同時に、災害時や感染症拡大時においても学びを止めない体制づくりにつながったものと考えております。どのような状況にあっ

ても子どもたち一人一人の学びを止めないこと、そして未来を切り拓く力を育むことこそが、私たちの使命であると改めて実感いたしました。

社会教育の分野におきましても、夏祭りや盆踊りなど地域行事の開催が制限され、人と人とのつながりの大切さを改めて痛感する日々でございました。そうした中、61年間続いた村民運動会をはじめ、長年親しまれてきた区対抗競技につきましては、社会情勢の変化を踏まえ、廃止という決断をいたしました。

その後、令和4年度からは村民参加型の新たなスポーツイベントを企画し、ウォークラリー大会や地域交流スポーツ大会、ミニバレーボール大会などを実施してまいりました。多くの皆様にご参加いただき、スポーツを通して、勝負喜びも負ける悔しさも分かち合いながら、村民同士の新たな絆が育まれていることを大変心強く感じております。

今後の教育は、学校教育が子どもの基礎を育て、社会教育が地域の中で人を成長させるという、両輪の関係によって支えられるものです。学校・家庭・地域が連携し、すべての人が学び続ける社会をつくること、これからの教育の大きな使命であると考えます。今後も片品村教育振興基本計画に基づき当村の教育がさらに充実し、発展していくことを心からご祈念申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。



3月議会が開催されました

3月5日から13日までの9日間、3月定例議会が開催されました。

条例の制定や一部改正、令和7年度補正予算、令和8年度当初予算などの重要な案件が審議され、次のようなことが議決されました。

◎条例の制定

- ・片品村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・片品村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- ・鎌田エリア再整備事業検討委員会条例

◎条例の一部改正・廃止

- ・片品村行政手続条例の一部を改正する条例
- ・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- ・特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例
・特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
・片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
・片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
・片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

◎計画の策定

- ・片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- ・片品村保育所のあり方検討委員会設置条例を廃止する条例

◎指定管理者の指定

- ・片品村過疎地域持続的発展計画の策定
- ・次の施設の管理を指定管理者に行わせることが議決されました。
- 指定管理者の名称、指定の期間は次のとおりです。
- 施設：花咲の湯、道の駅、オグナ、武尊牧場、寄居山温泉
- 指定管理者：片品村振興公社

◎同意

- ・片品村副村長の選任
御座入 桑原信一氏
- ・片品村教育委員会教育長の任命
鎌田 星野文隆氏
- ・片品村教育委員会教育委員の任命
土出 吉野香織氏
- ・片品村農業委員会委員の選任

◎承認

- ・専決処分の承認
○片品村一般会計補正予算(第5号)

◎令和7年度補正予算

- 令和7年度の各会計補正予算が議決されました。

◎一般会計

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億406万4千円を追加し、予算の総額が49億1,246万1千円となりました。

歳入の主なものについては、総務費及び教育費が増額され、民生費、農林水産業費及び衛生費が減額されました。

◎国民健康保険特別会計

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ9,898万3千円を減額し、予算の総額が6億704万1千円となりました。

は、保険給付費及び保健事業費が減額されました。

◎介護保険特別会計

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ3,255万5千円を減額し、予算の総額が、6億7,453万9千円となりました。

◎後期高齢者医療特別会計

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ557万9千円を追加し、予算の総額が、8,556万6千円となりました。

○簡易水道事業会計

(第1号)

収益的収入として、50万1千円減額され、収益的支出として、67万4千円が減額されました。資本的収入に増減はなく、資本的支出として、10万円が増額されました。

○下水道事業会計

(第2号)

収益的収入に増減はなく、収益的支出として、65万円が増額されました。資本的収入に増減はなく、資本的支出として、30万8千円が増額されました。

◎令和8年度予算

一般会計、3特別会計及び2事業会計の当初予算が原案どおり議決されました。詳しくは2〜3ページをご覧ください。



副村長就任挨拶



桑原 信一 副村長

村民の皆様には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

このたび、3月5日に開会された定例議会におきまして、梅澤村長の推挙をいただき、議員各位の格別なるご高配を賜りまして4月1日付で副村長を拝命いたしました。その責務の重大さをあらためて痛感し身の引き締まる思いであります。

近年は、村内はもちろんですが、全国的に少子高齢化が著しく、人口減少をはじめ情報通信技術の目覚ましい発展、サイバー空間の拡大など過去に例のない変化と国家間の紛争など世界的な社会情勢の不安と変化もあり、地方自治体も多くの課題にそれぞれ独自の対策を講じながら将来に向けて歩みを進めていくこと

とが求められています。

「小さくても輝く尾瀬の郷」を目指し、誠実、公平を理念とした梅澤村長を補佐し、「ともに創るうーふるさと片品」を進め、次世代に「輝く尾瀬の郷片品」を引き継ぐため、職員並びに村民の皆様にご協力をいただき、力を合わせ、村長の補佐役として微力であり、もとより浅学非才でその器ではありませんが、誠心誠意、職務に精励していきたくと思います。

結びに、金子前副村長を始め、明治22年片品村誕生以来、片品村を育み、発展のためにご尽力をいただきました先達の方々に敬意を表し、村民皆様には温かいご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。



教育長就任挨拶



星野 文隆 教育長

尾瀬の郷片品村にも、喜びの春を感じさせる季節がやってきました。村民の皆様には、ご健勝で、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、梅澤村長の推挙をいただき、3月5日の定例村議会でご同意を受け、4月1日に就任いたしました。

私は昭和62年に教員として採用され、この3月まで利根沼田の小中学校を中心に勤務してまいりました。その間、平成5年から平成13年までの9年間を片品中学校の教諭として、さらに令和2年から令和5年までの4年間を片品中学校の校長としてお世話になりました。

そんな中で、特に心に残っていることがあります。令和2年の新型コロナウイルス感染症への対応です。全国的にほぼ全ての学校が修学旅行を実施しなかったり縮小したりする中、観光立村の片品村の生徒だからこそしっかりと行おうべきだと、梅澤村長、当時の星野議長をはじめとする村議会、萩原教育長の支援をいただき、東北地方への2泊3日の修学旅行を実施することができました。しかも、感染防止対策のためにバスを2台チャーターしていただいたことは忘れられません。このことを含め、教諭や校長としての職務を勤め上げられたのは、素直で明るい生徒、協力的な保護者の皆様、学校を大切にしてくださる地域の方々、村民の皆様のご協力があったからこそと心より感謝しております。

片品村特別職報酬等審議会が開催されました

3月3日(火)、特別職や村議会議員の報酬等の額について審議する片品村特別職報酬等審議会が開催されました。

村内の学識経験を有する者の内から、村長より7名の委員を任命し、慎重審議をしていただきました。

特別職及び村議会議員の報酬等について、増額の答申がなされました。答申の内容を踏まえて検討して参ります。委員に委嘱された皆様、ご協力いただき、大変ありがとうございました。

(総務課)



千明審議会会長より答申を受ける村長

消防防災功労知事表彰受賞

田邊 明宏 氏

長年消防団員として活動し、令和7年度の期間は片品村消防団長として活躍した、田邊明宏氏が「消防防災功労知事表彰」を受賞されました。片品村の地域防災力向上に寄与した功績が認められ、今回の受賞となりました。

(総務課)



寄附

片品村スキー場連絡協議会から片品村スポーツ少年団の活動に役立ててほしいと寄附をいただきました。

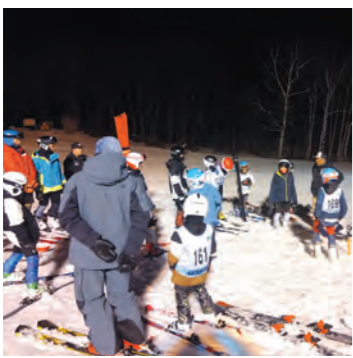
金 310,000円

2026シーズン ナイター強化練習

「スポーツ少年団」は、スポーツを通じて青少年の健全な心身を育てることを目的とした、地域社会を基盤とする全国的な組織です。片品村スポーツ少年団では、この理念に基づき、安全を第一に子供の個性や自主性を尊重した「ともに考える」指導をし、片品村から未来のオリンピック育成のため日々活動しております。

お心尽くしに感謝申し上げます。「スポーツによる青少年の健全育成」と、片品村ウィンタースポーツの向上及び選手強化のために活用させていただきます。

(片品村スポーツ少年団) 今年度も、村の深いご理解と「スノーパーク尾瀬戸倉」及び「ホワイトワールド尾瀬岩鞍」のご協力を得て、ウィンタースポーツ競技力向上及び普及促進を目的に、「ナイター強化練習」を行いました。この、ナイターはウィンタースポーツ競技に関わる中高



(片品スキークラブ・片品村スポーツ少年団)

ALT Michael Spibey 通信

At the beginning of February there was the Koshimoto Goshinbisai (Sacred Fire Festival). It is held to celebrate the local god and ask for its bountiful assistance in the coming year. A portable shrine (omikoshi) was carried around two large fires by festival goers in traditional festival garb. The fire's heat was extremely impressive, and you could feel the intensity of it. The Oze taiko drums also played a strong rhythm to infuse a festive mood and there was a bean throwing ceremony to pray for health, safety and good luck. Food stalls selling delicious warming foods such as pork vegetable soup and karaage, beef croquette and drinks to enjoy by the hot fire to stave off the cold winter night, it gave a nice, comfortable feeling so everyone could feel relaxed.

After the portable shrine processions there was a fantastic fireworks display. Many varieties were launched to display their beautiful colours in the winter sky. And the finale was a breathtakingly wonderful display of gold all across the night sky. The festival was a great event to have on a freezing winter's evening where we could spend time in the warmth of the blazing fire.

2月初めに、越本御神火祭が開催されました。氏神を奉り、次の年の御加護を願うための祭りです。2つの大きな炎の周りで、伝統的な衣装をまとった参加者がお神輿を担いでいました。炎の熱気は荘重で、



越本御神火祭にて

強さを感じます。尾瀬太鼓の力強い演奏もさらに祭りを盛り上げ、健康や安全、幸運を願った豆まきも行われました。豚汁や唐揚げ、牛肉コロケなどの身体が温まる食べ物や飲み物を売る出店もありました。冬の夜の寒さを打ち消すような暖かい炎の周りでこれらの食べ物を楽しむ参加者たちはとてもホッとしている様子でした。神輿を担いだあとは、華麗な花火が上がりました。たくさんの光が冬の夜空を彩っていました。フィナーレには息をのむほどきれいな金色の景色が空いっぱいに広がっていました。このお祭りは、冬の寒い晩において炎の温かさに包まれながら過ごす貴重なイベントでした。

断食を切り裂く砲弾二月尽
コンポスト蓋も持ち去る
春疾風
菅 沼 大竹 沙

村の食堂に老若集ふ春うらら
声高に友が訪ひ来る路の臺
鎌 田 佐藤 文子

東風吹きてアラブに春よ
早く来ひ
春の暮首輪の主を捜しをり
菅 沼 戸丸とし子

春蘭や弁当運びし山の道
隠れ咲く松の根方の福寿草
菅 沼 戸丸 富子

オリオンの柄杓で汲むか
流れ星
寄生木の色褪せ群る、百千鳥
花 咲 戸丸 明治

友が減り想ひに更ける春炬燵
海の幸仲間であさる春の旅
土 出 萩原 實

広報文芸 片品村俳句会作家協会
令和八年三月俳句会

母として春耕待たる、山住居
宝探しめきて雪掘る
ほうれん草
土 出 萩原よし子

山住居遅々と待たる、福寿草
健康祝ぎ馳走を分つ雛仕舞
須賀川 星野志ず子

年ごとに嗜好変りて
木の芽和え
川底に動くものをり水ぬるむ
鎌 田 星野 光子

薄氷解けばけつを叩く屋根雫
とろとろと邪気を無にする
春炬燵
鎌 田 松井亜作枝

覚めて聞く春一番か夜半の月
梟や村の灯理もる雪解霽
鎌 田 渡辺 和昭

片品村振興公社だより No.85 2026.4

ニュース NEWS

開業50周年シーズンが終了しました！【オグナほたか】

オグナほたかスキー場は3月22日（日）で25-26シーズンの営業が終了いたしました。今シーズンは50周年という節目の年でもあり、サンタやレトロなスキーウェアでのコスプレイベント、合計7回行った50周年抽選会、そのほか各種イベントを開催し多くのお客様にご来場いただきました。心より感謝申し上げます。



お知らせ Notification

春のキャンペーン開催 4/11(土)～5/31(日)【花の駅】

キャンペーンの内容についてはホームページか公式SNSをご覧ください。

村民キッチン営業カレンダー【道の駅】

4月 4日(土)～	9日(木)	よしのんち
4月11日(土)～	16日(木)	よしのんち
4月18日(土)～	23日(木)	麵屋むつ葉
4月25日(土)～	30日(木)	麵屋むつ葉

※営業カレンダーは変更・追加になる場合があります。

OZE HOSHISORA Glamping & Camp Resort 2026【おぜほしそら】

キャンプの営業は5月下旬からオープン予定です。グリーンシーズンもよろしくお願いいたします。

花の湯 花の駅・片品「花の湯」 ☎(20) 7111

ほっりの湯 寄居山温泉 ほっりの湯 ☎(58) 4568

道の駅 尾瀬かたしな ☎(25) 4644

OZE-HOSHISORA GLAMPING&CAMP RESORT ☎(58) 3757

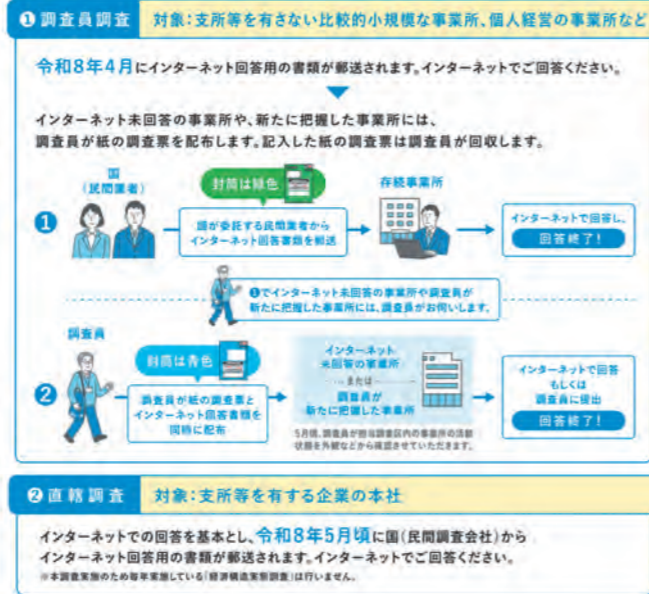
令和8年経済センサスー活動調査を実施します

○総務省と経済産業省は、令和8年6月1日現在で「令和8年経済センサス - 活動調査」を実施します。全国のすべての事業所及び企業が対象になります。皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いいたします。

○「経済センサス - 活動調査」は、すべての産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国及び地域別に明らかにすることを目的としており、国が行う調査の中でも特に重要かつ大規模な統計調査です。

※「令和8年経済センサス - 活動調査」に、ぜひともインターネットで回答をお願いします。

(むらづくり観光課)



「生活支援体制整備事業」ってなに？

■なぜ今、この令和の時代に住民が支え合う必要があるのか？！

「生活支援体制整備事業」とは、介護保険を使った事業です。なぜこの事業を介護保険の枠で行うのか？

介護保険制度は介護を家族だけで抱え込まず、社会全体で支え合うことを目的に2000年に始まりました。その一方で、地域での支え合い的なものは後退。今後も高齢者人口は増加する一方、2040年には介護職員が約57万人不足すると言われていています。また片品村の介護保険料は、2000年に介護保険が始まった当初は月2,900円位、いまは月6,700円にまで上昇しています(介護保険料は市町村で異なります)。

このままでは住み慣れた地域で、介護保険サービスを使いながら老後を送ることができなくなってしまう!?介護保険サービスは最も必要となる人のための最後の手段としてとっておかないといけない!! そんな中、2015年に始まったのが「生活支援体制整備事業」です。年をとれば、だれかの手を借りたいことが増えていきます。それをちょっと手伝ってもらうことで介護保険サービスに頼らなくても暮らしていける。そんな地域をつくっていきましょう。そんなところから始まりました。

でも何があれば、そういう地域になる? なにが必要?? そんな疑問を住民の皆様と、地域の实情に合わせて一緒に考えてゆく、考える場(協議体)を作る、それが生活支援コーディネーターです。

生活支援コーディネーター(通称SC)です

運転ボランティアをしてもいい方、募集中です! 運転ボランティアの保険にも入れます!!



大曲史恵(包括) 星野智子(社協) 萩原光穂(社協)

こんな集まりあったらいいなあとお考えの方、ご相談ください!

■「あなたの声を聞きます!」「一緒に考えます!」

昨年度は地域や個別の困りごとやニーズを聞き、どうやって対処していくかを相談したり、ふれあいサロンの場で高齢者困りごとアンケートをとったり、老人クラブ大会で交通アンケートをとったり、様々ことに取り組んできました。3月12日には民生委員協議会で、民生委員の皆様との情報交換会を行いました。来年度は新しい集まりの場として「健康マージャン」を準備しています。

住み慣れた地域で、自分の老後の選択肢を広げたい。たくさんの選択肢の中で自分らしく暮らし続けるためには、地域での見守り、通いの場、買物の機会、移動の方法などを地域それぞれで考え、作ることが求められています。そういった整備をすることで、介護保険に頼らなくても、様々な選択肢の中から自分に合うものを選び、暮らしていける。介護保険を使わなくなれば、おのずと介護保険料が下がっていく、自分たち次第で下げられる!! そんな地域を、片品村をみんなだめざしていけたら楽しいですね。

▼問い合わせ先: 地域包括支援センター ☎(58) 4020 社会福祉協議会 ☎(58) 4812

教育委員会5月の諸行事

☆生涯学習・社会体育関係

- ・片品村長杯グラウンドゴルフ大会 11日(月)
- ・人権教育総合推進会議 15日(金)
- ・片品村小中学校 PTA 連絡協議会総会 15日(金)
- ・片品村体協長杯グラウンドゴルフ大会 18日(月)
- ・片品村議長杯グラウンドゴルフ大会 25日(月)

☆学校関係

◇片小

- ・授業参観・学年懇談会
- ・PTA総会・PTA役員会 1日(金)
- ・元気アップウィーク 7日(木)~12日(火)
- ・歯科検診 8日(金)
- ・避難訓練(引き渡し) 11日(月)
- ・教育相談 20日(水)~28日(木)
- ・内科検診(低学年) 26日(火)
- ・内科検診(高学年) 27日(水)
- ・読み聞かせ・クラブ 29日(金)

新年度がスタートして1ヶ月が過ぎます。新しい学年でのお子さんの様子などについて、学年懇談会や教育相談で情報交換を行い、よりよい教育活動に結びつけたいと思います。

よろしくお願いたします。

◇片中

- ・教育相談日 4月30日(木)~8日(金)
- ・小中合同引き渡し訓練 11日(月)
- ・生徒総会 12日(火)
- ・修学旅行 20日(水)~22日(金)
- ・1・2年校外学習 21日(木)
- ・郡総体壮行会 27日(水)
- ・校内マラソン記録会 28日(木)
- ・PTA 除草作業 28日(木)

上記の日程で教育相談を実施いたします。新入生はもちろん、2・3年生でもお子さんのことで心配なこと等がありましたら、遠慮

※予定が変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

「尾瀬高校だより」

~第18回ぐんぎん財団環境教育賞 最優秀賞受賞~

県内の小・中学校、高校を対象に環境教育の優れた実践例を表彰する「ぐんぎん財団環境教育賞」について、昨年に第18回が開かれ、本校が最優秀賞を受賞しました。これは連携校である片品中、利根中と20年以上にわたって実施している「中高自然観察会」や、近年新しく始まった片品小、利根小とそれぞれ実施している「環境学習会」などといった取組が高く評価されたためです。同じ地域で暮らす小・中学生、高校生が世代を超えて交流しながら野外で体験的な学習を行い、地域特有の豊かな自然環境について学ぶ活動は他にはない特徴的なものであると考えています。

片品中出身で現在、自然環境科3年の梅澤杏侍さんは中学当時のことも交え次のように話しています。「自分が中学生の時に自然観察会に参加した際、高校生の話し方がとてもしっかりしていて、その姿はまるで大人のように感じました。高校生は私が好きな生き物の話もしっかりと聞いてくれたのも記憶に残っています。その後、実際に自然環境科に入り3年生になった今、今度は自分が小・中学生と一緒に活動する側になりました。今の子どもたちは外に出る機会が少なく、本当の自然を実感できる機会も少ないと思うので、少しでも『身近な自然の魅力』について伝えていけたらと考えています。」

先輩から後輩へ脈々と受け継がれてきた本校ならではの取

組は地域の自然について学ぶだけでなく、生徒の気づきや成長する場としても機能しています。本校ならではの環境教育について、今後も継続し、発展させていけたらと思います。



武尊山「水源の森」で毎秋開いている中高自然観察会

図書室だより

読んでみませんか? 図書室カレンダー5月

猫の十字架



なかはら 真斗 幻冬舎

日	月	火	水	木	金	土
						1 2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※午後2時00分~5時30分開室
※休館日 土曜、日曜、祝日
※予定は変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

本島から隔絶された孤島<ゴミの城>。混沌と欲望が渦巻く迷宮のような高層住宅街で、少女・テルミは本島へ渡る日を夢見ていた。そんなテルミの前に、本島から追われてきたユイチとイズミの優しさに触れ、テルミは徐々に心を開き始めるが、そこに思いもよらぬ悲劇が訪れる――。

●林業人材育成事業費補助金（人材育成）

片品村の林業に従事する村民の資質向上を促進し、林業所得の向上や人材育成に資するため、資格等取得経費又は技術習得研修経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

▼交付対象

村内に住所を有し、今後も引き続き村内に居住する意思のある林業者（村税等を滞納していない者に限る。）とする。

▼補助金額

資格等取得支援：受験料や資格登録料など 補助対象経費の1/2以内（上限2万円）	技術習得研修支援：受講料や研修に係る交通費や宿泊費など 補助対象経費の1/2以内（上限5万円）
--	--

▼対象となる資格等

林業技士・森林情報士・森林総合管理士（フォレスター）・森林経営プランナー・林業架線作業主任者・立木の伐採作業者（チェーンソー作業者）・木材加工用機械作業主任者・玉掛作業主任者 等

▼申請に必要な書類

資格等習得支援と技術習得研修支援で手続きが異なりますので、詳しくは問い合わせください。



●木質バイオマスストーブ等設置補助金（木材利用）

森林の循環利用の推進及び地球温暖化の防止に向けて、持続可能な資源である木材の利用拡大を促進するとともに、木質バイオマスを燃料とする機器の普及及び啓発を図るため、当該機器を設置する者に対し予算の範囲内でその経費の一部を補助するものです。

▼交付対象

個人住宅に設置する場合においては、村内に住所を有する世帯であり、村税等を滞納していない者とする。事業所及び自治会その他村長が適当と認める団体が設置する場合においては、事業所の所在地及び団体等の活動拠点が片品村にあること。ただし、補助対象者について年1台限りとなります。また、設置場所が村内であり、村を通じて見学等の要望があった場合に応じることが条件となります。

▼補助金額

個人住宅又は事業所：対象経費の1/2以内（上限15万円）
自治会等が設置・管理する集会施設等：対象経費の1/2以内（上限20万円）

▼申請に必要な書類

申請書と、「設置経費の見積書」・「カタログ」・「設置場所の写真」を提出すること。



●森林の循環利用の取り組み

森林には、「雨水を蓄え災害を防ぎながら、きれいな水を生み出す」、「二酸化炭素を吸収して酸素をつくり、地球温暖化防止に貢献している」、「暮らしに必要な木材を育てる」、「心や体をリラックスさせてくれる」など様々な働きがあります。

人が作った森林(人工林)は、適切に管理しなければなりません。元気な森林をつくり守り続けるには、図のような「森林の循環」が大切です。

片品村では、長い年月をかけて森林の循環が成り立つように、各種取り組みを行っています。



▼問い合わせ先 農林建設課 林業係 ☎(58) 2113

令和8年度 森林環境税を活用する林業に関する補助金制度の紹介

●危険木緊急伐採等整備事業補助金（森林整備）

村内において台風等の自然災害による倒木等により、住宅や公共物に直接的な被害を及ぼすおそれのある危険木に対し、村民の命と財産を守り安心安全な生活環境を保全するために緊急を要する枝打ち及び伐採等の整備について、予算の範囲内において補助金を交付するものです。



▼交付対象

地域森林計画の対象森林、または対象森林から連続する森林で村長が認めた0.1ha以下の事業地 ※地域森林計画の対象森林かどうかは群馬県が作成した森林計画図「マッピングぐんま（群馬県ホームページ）」で確認することができます。

▼補助金額

1事業地につき20万円（上限）

▼申請に必要な書類

申請書と、「危険木を所有する者の承諾書」・「見積書の写し」・「現況の写真」・「伐採及び伐採後の造林の届出書」を事業実施の30日前までに提出すること。

●高性能林業機械導入支援補助金（人材育成）

林業の低コスト化、省力化及び高度化に取り組む林業事業者が人材育成に必要な高性能林業機械等を導入することにより、村内の林業の活性化を図り、もって適切な森林の管理と木材の安定供給体制の確立に資するため、予算の範囲内において補助金を交付するものです。



▼交付対象

村内に在住している者又は事業所若しくは営業所を有し、村内森林整備を行う林業者（村税等を滞納していない者に限る。）

▼補助金額

(高性能林業機械レンタル料+補償費等) ÷ レンタル日数 × 稼働日数 ÷ 2 + 運賃 ÷ 2 を機械毎に算出し合計した額となります。補助対象者当たりの上限を100万円までです。

なお、当該補助事業における対象経費に消費税及び地方消費税を含めません。補助対象の高性能林業機械等の種類や補助金の詳細については、問い合わせください。

▼申請に必要な書類

申請書と、「事業計画書」・「見積書の写し」・「計画区域図」を提出すること。

●林業労働安全性向上対策事業補助金（人材育成）

林業従事者の労働災害防止と担い手確保を図るため、林業従事者の安全装備品、蜂対策用品、熱中症対策用品及び防寒対策用品の購入に必要な費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

▼交付対象

村内に住所を有し、村税等を滞納していない者で、今後も引き続き村内に居住する意思のある者のうち、森林整備事業に必要な技術研修等を受けた者若しくは受けようとしている者。

▼補助金額

補助対象林業従事者の安全装備品等の購入に係る経費であり、林業従事者1人につき、安全装備品等購入費合計額の2/3以内で、上限4万円となります。安全装備品等の種類や詳細は、問い合わせください。 ※チェーンソーは安全装備品等ではありませんので補助対象外です。

▼申請に必要な書類

申請書に加え、下記の書類を添付して提出してください。

- (1) 森林整備事業に必要な研修等を受講したことが分かる書類※1
- (2) 森林整備事業に必要な研修等を受講する予定が分かる書類※1
- (3) 見積書又はカタログの写し

※1：林業に従事している者の証明として(1)を、林業に従事している者の証明はないが、森林整備事業に必要な技術研修等を受けようとしている者は(2)を添付すること。



2. 子ども・子育て支援金の保険料率の決定

子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして、令和8年度より創設されます。群馬県後期高齢者医療広域連合として割り当てられた子ども・子育て支援納付金の額を充足するような保険料率を設定しました。

なお、子ども・子育て支援納付金は毎年改定を行うため、今回は令和8年度のみ算定となります。

〈令和8年度〉

均等割額	1,400円
所得割率	0.25%
賦課限度額	2万1千円

3. 所得が低い方に対する均等割額の軽減

後期高齢者医療制度の保険料について、令和8年度の均等割額の軽減制度は次のとおりです。経済動向等を踏まえ、5割及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されました。

また、令和8・9年度の医療分に限り、従来の7割軽減の対象者について、各広域連合の判断により、新たに高額医療費負担金の見直しに係る激変緩和措置として特別調整交付金による0.2割の軽減を加えることが可能となりました。群馬県後期高齢者医療広域連合では、この0.2割の軽減を追加した7.2割軽減を実施します。

軽減割合	世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	軽減後均等割額	
			医療分	子ども分
7割軽減※3	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数※4-1)」以下	変更なし	15,288円 (7.2割軽減)	420円 (7割軽減)
5割軽減	「43万円+30万5千円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数※4-1)」以下	「43万円+31万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数※4-1)」以下	27,300円	700円
2割軽減	「43万円+56万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数※4-1)」以下	「43万円+57万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数※4-1)」以下	43,680円	1,120円

※3 令和8・9年度の医療分に限り、特別調整交付金による0.2割の軽減を加えて7.2割軽減とします。

※4 「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与を除く)
- ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

▼問い合わせ先：保健福祉課 ☎(58)2115

年金だより ～令和7年度分の国民年金保険料の納付を！～

令和7年度分の国民年金保険料の納付はお済みですか？令和8年3月分の年金保険料の納付期限は令和8年4月30日です。

保険料を納め忘れて未納のままにしていると、将来受け取る年金額が減額になるだけでなく、年金が受けられなくなる場合があるばかりか、万が一の事故などで障害者になったときの障害年金、あるいは一家の支え手が亡くなった時の遺族年金を受けられなくなる場合があります。

また、未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられる場合がありますので、納め忘れていた方は、納付期限までに納付をお願いします。

また保険料の納付は、口座振替の「早割」や「前納」がお得で便利です。ぜひ、ご利用ください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

4月から納付していただく令和8年度の国民年金保険料は月額17,920円です！

▼問い合わせ先：渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279(22)1614

令和8年度犬の登録と狂犬病予防注射の日程について

狂犬病予防法に基づき、令和8年度の犬の登録と狂犬病予防注射を次のとおり実施します。犬を飼育されている方は毎年1回都合のよい会場で必ず接種してください。案内ハガキについては後日組長便にて配布いたします。なお、愛犬が亡くなっている場合はお手数ですが、案内ハガキは農林建設課までお返しください。

●お願い

- ・お釣りがいらぬようお金をご準備ください。
- ・案内ハガキ、愛犬パスポートを持参してください。
- ・愛犬が死亡した場合は届け出が必要です。農林建設課へご連絡ください。

●実施日：5月8日(金)

●手数料：登録済み 3,500円 新規登録 6,700円

●問い合わせ先：農林建設課 ☎(58)2114

●日程表

場所	時間
片品文化センター	午前 9時00分～午前 9時30分
東小川体育館	午前 9時45分～午前10時15分
土出公民館	午前10時30分～午前11時00分
戸倉サブセンター	午前11時15分～午前11時30分
花咲の湯	午後 1時20分～午後 1時50分
築地住民センター	午後 2時05分～午後 2時35分
誠道公民館	午後 2時45分～午後 3時15分
御座入住民センター	午後 3時25分～午後 3時50分



後期高齢者医療保険料 令和8年度・令和9年度保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。また、令和8年度から子ども・子育て支援金の徴収が開始されるにあたり、子ども・子育て支援金に係る保険料率も併せて算定いたしました。

令和8・9年度の保険料率は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和8年第1回定例会(令和8年2月16日開催)において改正条例が可決され、次のとおり決定しました。

1. 医療分(従来の保険料)の保険料率の改定

〈令和6・7年度〉		〈令和8・9年度〉	
均等割額	49,100円	均等割額	54,600円
所得割率	10.07%	所得割率 ※1	9.78%
賦課限度額	80万円	賦課限度額 ※2	85万円

●賦課限度額の改正について

中間所得層の負担軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、賦課限度額を85万円に引き上げました。

●保険料率の引き上げについて

令和7年度をもって団塊の世代の後期高齢者への移行が完了しましたが、引き続き被保険者数の増加が続く、同様に医療給付費の増加が見込まれます。さらに、後期高齢者負担率(※1)が増加していること等が保険料率の引き上げにつながっています。

なお、所得割率は前回より下がっておりますが、これは前回改定時から被保険者の所得額総額が大幅に伸びており、所得割賦課総額(※2)の伸びを上回ったことによるものです。

※1 医療給付費における後期高齢者負担(保険料)の割合で、国が決定します。
(令和6・7年度12.67%→令和8・9年度13.27%)

※2 保険料で賦課すべき金額のうち、所得割にて賦課する額 (次ページに続く)

令和8年度鳥獣害対策用電気柵等購入補助について

有害鳥獣から大切な農作物を守るため、村内に住民登録かつ農地を有し、獣害対策を実施する意欲のある農業者が電気柵等を購入して設置する場合、予算の範囲内で補助金を交付します。

○申請手続き

補助金の交付希望の方は、電気柵等購入前に見積書、設置予定位置図を持参のうえ、申請手続きをお願いします。

○補助額

補助対象経費の2分の1以内(千円未満切り捨て)とし、限度額は5万円です。

▼申し込み・問い合わせ先

農林建設課 ☎(58)2113



動物駆逐用煙火（轟音玉・駆逐用火）講習会について

農作物等を有害鳥獣被害を防止するため、動物駆逐用火（轟音玉等）を使用して追い払いを行う場合は、年1回の講習会を受講し、煙火消費保安手帳の所持が必要となります。

下記のとおり講習会を実施しますので、参加を希望する方は役場農林建設課へ期日までに申し込みをお願いいたします。なお、昨年度に講習会を受講している方は個別に通知が届きますので、申し込みをお願いいたします。

○日 程 6月6日(土) 午前10時30分

○会 場 片品村役場 2階第1会議室

○定 員 50名程度

○申込期間 5月15日(金)までに役場農林建設課へ申し込みください。

○申込手続き ●新規(20歳以上)

- ・申込書(役場窓口にあります)に必要事項を記入・受講料 5,000円
- ・証明写真1枚(横2.5cm・縦3.0cm 裏に氏名、背景のないもの)

●継続受講者

- ・煙火消費保安手帳(確認後、返却)
- ・申込書(同封の申込書)に必要事項を記入・受講料 2,000円



動物駆逐用煙火（轟音玉・三連発花火）の譲り受けについて

煙火消費保安手帳を所有し、轟音玉もしくは三連発花火を使用して自らの農地を守る方々に対し、轟音玉及び三連発花火をお渡しいたします。

被害防止のため、必要な方は煙火消費保安手帳を持参の上、役場農林建設課までお越しください。なお、1日にお渡しできる数に限りがありますのでご注意ください。

○譲り受け上限

・轟音玉 6ヶ・三連発花火 12本(専用ホルダー等は各自にて用意してください)

※追い払いするためのロケット花火はお渡ししておりません。

●農作物被害を防止するためには、農業者の皆さんの協力が必要です！

(次の点に注意し、サル等呼び寄せない集落をつくるよう心がけましょう。)

- ・餌付けをしない
- ・サル等の餌になるようなもの(生ゴミ・農作物)を畑の近くに捨てておかない。
- ・いらぬ果実(柿など)を放置しない。
- ・豆類の取り残しに注意する。



▼問い合わせ先：農林建設課 ☎(58)2113

職業訓練（ハローワーク）説明会

ハローワークでは職業訓練に興味がある方を対象に毎月職業訓練説明会を開催しています。無料で職業体験が受講でき、支給要件を満たせば、月10万円の生活支援の給付金を受給できます。ハローワーク窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

ラインで職業訓練のほか、面接会やセミナーなどの情報も配信中です。ぜひお友達登録をお願いします。

▼説明会日程：4月21日(火)・5月19日(火)・6月16日(火)

▼時 間：午後2時から4時

▼場 所：ハローワーク沼田会議室

▼問い合わせ先：ハローワーク沼田 ☎(22)8609

空き家解体補助金・住宅新築改修等補助金制度について

▼空き家解体補助金【新規】

○対象：村内に存する建築物であって、一年以上使用実態がなく、空き家の全部を解体する工事。

○補助金の額：対象経費の1/2で限度額20万円。

▼住宅新築改修等補助金【継続】

○対象：村内の個人住宅等の新築、改修、修繕、補修を行う工事。

○補助金の額：対象経費の10%以内で限度額20万円。

※着工前の申請が必要となりますので、詳しくは問い合わせください。



▼問い合わせ先

農林建設課 ☎(58)2113

小型充電式電池（リチウムイオン電池等）やモバイルバッテリーの回収について

リチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどの小型充電式電池は、破損や変形により発火し、ごみ収集車や清掃センターでの火災事故が全国各地で発生している状況です。

そのため、燃えるごみ・燃えないごみ等では出せなく、家電量販店などの回収協力店へ持ち込んでいただくよう周知しておりましたが、収集作業員の安全確保や事故の未然防止のため、家庭で使用したリチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどの小型充電式電池及びそれらが内蔵された小型家電製品の回収を行います。

回収した小型充電式電池は、リサイクルすることで貴重な資源として再利用されます。

▼【回収場所(受付時間)】

片品村役場 農林建設課(窓口3番)

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く8時30分～17時15分)

○回収する小型充電式電池について <事業活動で生じたものは回収しません>

小型充電式電池とは充電して繰り返し使える電池のことで二次電池ともいいます。



▼【回収場所(受付時間)】

片品村役場(庁舎内)小型家電製品回収ボックス(1カ所のみ)

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く8時30分～17時15分)

○回収する充電式内蔵小型家電製品について <一般家庭からでたもののみ>

主な回収品(例)



○充電式電池が内蔵された小型家電製品は無理に分解せず投入してください。

○回収ボックスの投入口は縦17センチ横30センチを超えない大きさの対象家電製品は直接、「尾瀬クリーンセンター」へ搬入してください

▼問い合わせ先

農林建設課 ☎(58)2114

片品村特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助について

片品村では、近年複雑化している特殊詐欺防止対策として、特殊詐欺等防止機能付き電話機等の購入費用について、5千円を限度に補助を行っています。

対象は65歳以上の者で構成された世帯です。
詳細については片品村ホームページをご覧ください。総務課までお問い合わせください。



ホームページ
QRコード

▼問い合わせ先：総務課 ☎(58)2111

片品村教育ローン利子補給制度のご案内

片品村教育委員会では、大学等(専修学校の専門課程、短期大学、専門職短期大学、専門職大学、大学)に通うお子さんを持つ保護者を対象に、教育ローンで発生した利子分の補助を行っています。

■ 最大8万円の利子補給が受けられます！

利子補給は、年間8万円を限度として支給されます。

利子補給は「正規の修学年数+2年」の期間まで受けられます。(元金据置期間も含む)

例：4年制大学の場合 → 最大6年間(最大48万円)

■ 申請の流れ

令和5年4月1日以降に発生した利子が対象となります。

利子補給を受けるためには、申請年度の前年度に支払った利子分を補助します。

事前に「利用届出」を行う必要があります。例えば、令和8年度に支払う利子については、令和8年度中に利用届出を済ませ、令和9年度に交付申請を行ってください。

申請方法や詳細については、組長便の回覧をご覧ください。教育委員会までお問い合わせください。

【小中学生】令和8年検定受検料半額補助制度のご案内

片品村では、次の検定において受検料の半額補助を行っています。

■ 対象となる検定は3つ。

実用英語技能検定(英検)・日本漢字能力検定(漢検)・実用数学技能検定(数検)

■ 受検料の半額が補助されます。

受検料の2分の1が補助されます。

対象者：片品小学校・片品中学校の児童生徒の保護者(検定料を負担した方)

■ 毎年度、1人につき最大6回まで補助が受けられます！

1回目の検定受検料(各検定1回分)

2回目の昇級受検料(各検定1回分)

※基本的には、年度内に受検した1回目の検定料が補助対象となります。

ただし、1回目の検定に合格した場合は、昇級試験を受けるための追加費用も補助対象になります。

申請方法や詳細については、組長便の回覧をご覧ください。教育委員会までお問い合わせください。

【高校生】令和8年高等学校等通学者補助制度のご案内

片品村では、高等学校等に通うお子さんの保護者を対象に、通学費の補助を行っています。

■ 高等学校等通学者補助制度とは？

片品村教育委員会では、高等学校等(高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校の3年次以下、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程)に通学するお子さんを持つ保護者を対象に、通学費用を補助する制度です。

※既に通学補助を受けている方(尾瀬高校に通学する生徒の保護者)は対象外となります。

■ 最大12万円の補助が受けられます！

補助金額は年間12万円(全日制の場合)が上限です。通学の状況に応じて補助金が交付されます。補助は入学から3年間まで受けることができます。

申請方法や詳細については、組長便の回覧をご覧ください。教育委員会までお問い合わせください。

▼問い合わせ先：教育委員会 ☎(58)2144

5月の健康カレンダー

12日(火) 乳児健診 満4ヶ月・7ヶ月・12ヶ月児

(対象者には通知を送付します。)

13日(水) はつらつ体操教室 ～変形性股関節症～

14日(木) ひだまりカフェ

20日(水) 精神所外クリニック



◎予定が変更されることもあります。ご了承ください。

食育だより

食生活は健康の基本！～早寝・早起き・朝ごはん～

春は入園・入学や就職など新しい生活がスタートする季節です。生活環境が変わると緊張や不安から気がつかないうちに、ストレスや疲れがたまりやすくなります。生活習慣の乱れは学習意欲や体力、気力を低下させるといわれています。

毎日を元気に過ごすためにも早寝・早起きで生活リズムを整え「バランスのよい食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」を心がけましょう。

○朝ごはんは1日の大切なスイッチ

・あたまのスイッチをON

脳は寝ているときもエネルギーを使っています。ごはんなどが分解されてできるブドウ糖は脳のエネルギー源、脳を目覚めさせる働きがあります。

・からだのスイッチをON

睡眠中に下がった体温を上昇させ、午前中から元気に活動できます。

・おなかのスイッチをON

胃や腸を刺激して、朝の排便を促す働きがあります。

毎日朝ごはんを食べる習慣を身につけましょう。



(保健福祉課)

ほけんだより

春はこころの不調にご注意ください

春は、入学・就職・異動など生活環境が大きく変わる季節です。

新しい出会いや期待がある一方で、知らないうちに心や体にストレスがかかり、こころの不調が起こりやすくなります。

環境の変化や緊張が続くことで、心のバランスが崩れることがあります。

○こんなサインはありませんか？

次のような症状が続く場合は、心が疲れているサインかもしれません。

・気分が落ち込む・やる気が出ない・眠れない、または寝すぎてしまう・食欲がない

・なんとなく体がだるい・イライラしやすい

多くの場合、新生活が始まって1～2か月後(5月頃)に症状が出やすくなります。

いわゆる「五月病」と呼ばれる状態です。

○心を元気に保つセルフケア

① 生活リズムを整える

毎日同じ時間に起きて、朝日を浴びましょう。

② 頑張りすぎない

最初から完璧を目指さなくて大丈夫です。

③ 人と話す

家族や友人に気持ちを話すだけでも、心が軽くなります。

④ 体を動かす

散歩や軽い運動はストレス解消に効果的です。

⑤ 一人で抱え込まない

気になる症状が続く時や生活に支障がある時、つらい時は、家族・職場・学校など周りの人や専門機関に相談することが大切です。かかりつけ医の先生に相談するのも良いと思います。

春は新しいスタートの季節ですが、知らないうちに心も疲れやすい季節でもあります。

「少し疲れているかも」と感じたら、無理をせず、ゆっくり休むことも大切です。

(保健福祉課)

chiica
片品村地域通貨 **おぜだっпей**
OZE DAPPAY



「おぜだっпей」
有効期限にご注意ください!!

ホームページはこちら!!

物価高騰対策生活支援事業【村民カードへ10,000dp付与】の有効期限につきましては、広報3月号にて「令和8年3月20日(金)」が有効期限とお知らせしましたが、住民の皆様の活用状況等を考慮し、有効期限を『**令和8年4月30日(木)**』まで延長させていただくこととなりました。

ポイントがまだ残っている方については、可能な限り有効期限までに使い切っていただきますようお願い申し上げます。

※有効期限に近いマネー・ポイントから決済されます。

※村民カードの残額の確認方法については、役場総務課(TEL:58-2111)までお問い合わせください。

⇒カード表面に記載されている8桁の会員コードNo.お知らせいただければこちらのシステムで確認できます。

今後も「おぜだっпейカード」は事業実施に活用しますので、使用後も絶対に紛失しないでください!!

令和8年度第1回「個人向け普通救命講習会」参加者募集

私たちは、いつ、どこで、突然の病気やケガにおそわれるかわかりません。「心臓や呼吸が止まった!出血が止まらない!喉に物を詰まらせた・・・」こんな時、そばに居合わせた人ができる応急手当があります。

あなたの勇気が、命を救うのです。

利根沼田広域消防本部の「個人向け普通救命講習会」を受講し、心肺蘇生法とAED(自動体外式除細動器)の使用方法を身に付けましょう。※費用は無料で、受講者には講習修了証が交付されます。

- ▼開催日時: 5月10日(日)
午前9時から正午まで(3時間) 午前8時30分から受付開始
- ▼開催場所: 利根沼田広域西消防署(みなかみ町羽場59番地4)
- ▼定員: 10人
- ▼申込方法: 各消防署へ電話でお申し込みください。
- ▼申込期間: 4月9日(木)から開催日前日までとし、定員になりしだい締め切りますので、お早めに申し込みください。
- ▼問い合わせ先: 詳しいことは各消防署へ
中央消防署 ☎(24)1734・東消防署 ☎(56)2300
西消防署 ☎(64)0002・北消防署 ☎(72)4349



薪ストーブ灰回収について

東日本大震災に伴う原発事故以降、薪ストーブ灰は安全性を図るため一般廃棄物として回収しています。

令和8年度につきましても次のような日程で回収を行います。回収につきましては尾瀬クリーンセンターに午前9時から12時の間に直接搬入してください。

また、周囲への飛散や雨などによる流出を防ぐため、ビニール袋で3重に梱包していただきますようお願いいたします。

※指定日以外の灰の回収は行えませんので必ず指定日に直接搬入し、ごみ棚には出さないでください。

なお、薪ストーブ以外の焼却灰は取り扱いしていませんのでご注意ください。

▼回収指定日 受付時間午前9時~正午

月	日	月	日
4月	18日(土)	10月	17日(土)
5月	16日(土)	11月	21日(土)
6月	20日(土)	12月	19日(土)
7月	18日(土)	1月	16日(土)
8月	15日(土)	2月	20日(土)
9月	19日(土)	3月	20日(土)



▼問い合わせ先
農林建設課 ☎(58)2114
尾瀬クリーンセンター ☎(58)2016

おぜっ子食堂

- ▼開催日: 4月25日(土)
- ▼参加費: 小2まで無料、小3から高校まで100円、大人200円
- ▼場所: 鎌田住民センター
- ▼時間: 正午から午後2時まで
- ※どなたでも、お気軽にお出かけください。ボランティアスタッフも募集しております。
- ▼問い合わせ先: ほしの ☎080(3418)8954

4月25日(土)
場所 鎌田住民センター
時間 12時~14時
大人200円 小2まで無料
小3から高校まで100円
ボランティアスタッフも募集しております

水道料金のお支払い忘れていませんか

▶問い合わせ先

農林建設課上下水道係 ☎58-2114

安全な水をお届けするために

安全な水を各ご家庭に送り続けるためには、水道施設の維持管理や更新などを行う必要があります。これらの費用には水道料金を充てており、料金の未納があると水道事業の運営に支障が出てしまいます。



近年、水道料金の未納者増加が深刻な問題になっています。水道料金は、使用量に応じて2か月ごとに請求させていただいており、水道を利用するすべての方に公平に負担していただいています。料金未納となった場合、徴収にかかる経費が発生するなど、正しく納めていただいているすべての方に多大な迷惑をかけることになります。

このような不公平が生じないよう、水道料金は納入期限内に支払いいただきますよう、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

水道料金の未納対策

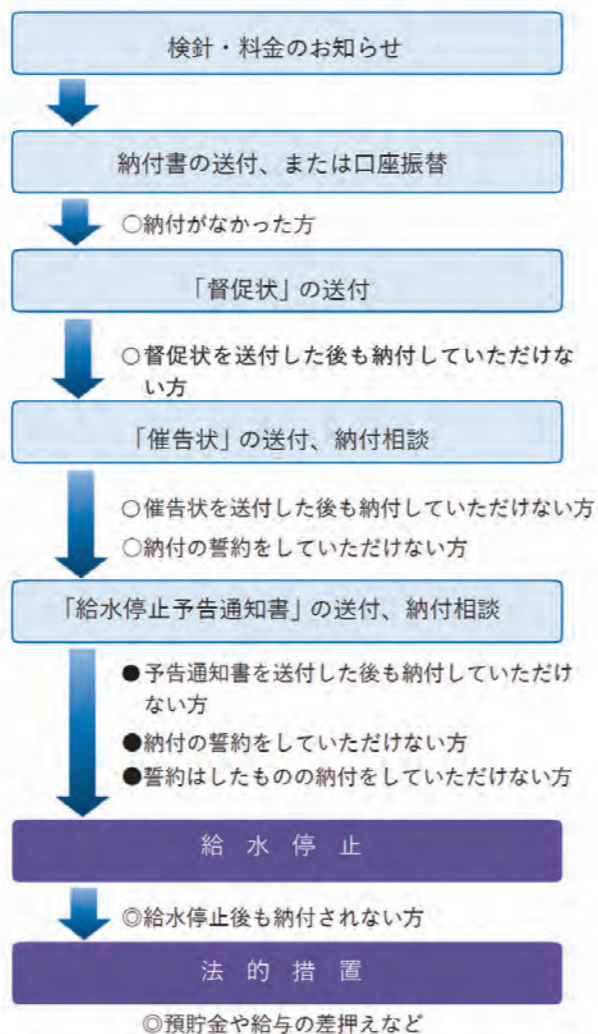
水道料金のお支払いが納入期限までになかった場合、未納者に対して右の手続きで支払いいただけるよう促していきます。書面や訪問による支払いの催促に応じていただけない未納者の場合、給水を停止することになります。

それでも納めていただけない場合は、最終的には法的措置を執ることになりますが、公平を期するためにやむを得ない措置であることをご理解願います。

※給水停止措置後は未納料金全額をお支払いいただかなければ、基本的に給水を再開することはできません。また、給水停止や法的措置により何らかの損害が生じて、村は一切の責任を負いません。

未納の場合の手続き

水道料金の納付がない場合に取らせていただく手続きは次のとおりです。納付や料金についてお悩みがありましたらお早めにご相談ください。



山菜等の放射能測定について(窓口持ち込み)

▶問い合わせ先

農林建設課環境衛生係 ☎58-2114

群馬県内の放射性物質について

2011(平成23)年3月、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故(以下「原発事故」といいます。)により大気中に放出された放射性物質は群馬県にも飛来し、一部が地表に降下しました。前例のない事態を受け、群馬県では、県民の安全を守るための取組があらゆる分野で緊急的、応急的に行われてきました。

片品村でも、県の指針により、水道水の放射性物質検査や学校給食の放射性物質検査、一般廃棄物処理施設における放射能濃度等を実施してきました。(一部基準値以下になり検査終了)

農産物については2013(平成25)年6月に全ての地域で出荷制限が解除されましたが野生のクシアブラ・きのこなどは国から出荷制限が現在も指示されています。

片品村農林建設課では、2012(平成24)年より放射能測定器を使用して、村民持ち込みの食品や焼却灰等の中に、含まれる放射能測定を受けています。



出荷制限に該当する農産物、野生動物

以下の品目は、国や県の出荷制限に該当しています。市町村で放射能測定をおこなって基準値以下だとしても出荷することは基本できません。(2026年4月現在)

品目	規制内容	期間
きのこ(野生)	出荷制限(国)	R3.12~
クシアブラ	出荷制限(国)	H30.3~
野生動物(シカ以外)	出荷制限(国)	H24.4~

ニホンジカについては、特定の施設において、県が定める「出荷・検査方針」に基づきシカ全頭の放射性物質検査を実施し、基準値以下となったものについては、出荷制限が一部解除となりました。

◎群馬県 HP (R7.10 プレスリリース)

甘楽町及び片品村産ジビエ(シカ肉)の出荷開始について(蚕糸特産課)

<https://www.pref.gunma.jp/site/houdou/725096.html>

持ち込み食材の放射能測定について

片品村農林建設課の3番窓口では、住民からの持ち込み食材の放射性物質検査を実施しています。

対象は、栽培又は採取され、自ら持ち込んだ物が中心です。また、道の駅等に出荷される野生の山菜や原木栽培きのこ、たけのこについては検査の対象となります。※食品の販売可能な基準値は 100Bq/kg 以下です。

★持ち込み食材の検査の流れ

対象:野生の山菜、原木栽培きのこ、たけのこ

